

## 概論

本県は、早くから工業県として発展してきた結果、昭和30年代後半からの高度経済成長の過程で、生活水準は著しく向上したものの、大気汚染や水質汚濁などの産業公害により生活環境が悪化するとともに各種開発による自然環境の改変が進みました。

昭和40年代には環境保全のための各種法体系の整備が進められ、本県においても公害防止条例の制定をはじめ、独自の大気環境計画の策定等といった公害防止対策を講じるとともに、県立自然公園条例や自然環境保全条例の制定などの自然保護施策を展開しました。その結果、環境は全般的に改善され、今日の清らかな水、さわやかな空気、変化に富んだ美しく豊かな自然、恵み豊かな日本海などのすぐれた環境は県民の誇りとなっています。

しかしながら、近年、廃棄物や自然の改変、大気・水・土壌の汚染などの身近な問題から、地球温暖化や生物多様性の損失をはじめとする地球的規模の問題に至るまで、様々な環境問題への対応が求められています。

本県では、このような状況に対処するため、平成7年12月に、「環境の恵沢の享受と継承」、「持続的発展が可能な社会の構築及び環境保全上の支障の未然防止」並びに「地球環境保全の推進」を基本理念とする環境基本条例を制定し、10年3月には、この条例に基づき、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の基本的な考え方、長期的な目標、必要な推進事項を盛り込んだ環境基本計画を策定し、各種の環境保全施策を実施してきました。

平成24年3月には、環境を取り巻く状況の変化や新たな課題等に対応するとともに、本県の特長を踏まえながら、環日本海地域の「環境・エネルギー先端県」づくりに向

けた環境基本計画の改定を行い、次の区分に従って、環境の保全及び創造に向けて各種の施策を実施しています。

### 〈分野ごとの施策の推進〉

- I. 循環型社会と低炭素社会づくりの推進
- II. 自然環境の保全
- III. 生活環境の保全
- IV. 水資源の保全と活用

### 〈分野横断的な施策の推進〉

- V. 県民・事業者・NPO・行政等が連携して取り組むネットワークづくり
- VI. 持続可能な社会構築に向けた人づくり
- VII. 環境と経済の好循環の創出
- VIII. 国際環境協力の推進

25年度において、環境の保全及び創造に関して講じた分野ごとの主な施策は以下のとおりです。

### I. 循環型社会と低炭素社会づくりの推進

#### 1 廃棄物の排出抑制、循環的利用等の推進

環境とやま県民会議を中心として、ごみゼロ推進大運動を展開するとともに、事業系生ごみの広域リサイクルの実現に向けた実証試験や富山型使用済小型家電等リサイクルの推進、産業廃棄物排出抑制・減量化マニュアル〔汚泥編〕の策定等を行いました。

#### 2 温室効果ガス排出量の削減

とやま温暖化ストップ計画改定の検討や、家庭や中小企業における省エネの取組みの支援を行うとともに、再生可能エネルギーの導入促進として、農

業用水を利用した小水力発電所や神通川浄水場太陽光発電所の建設、住宅用太陽光発電システム導入への補助等を行いました。また、新県庁エコプラン〈第3期計画〉に基づく取組みを実施しました。

### 3 環境教育の推進と環境保全活動の拡大

幼児から高校生までの世代に応じた環境教育プログラムを実施するなど、環境教育推進方針を推進しました。また、レジ袋無料配布廃止や資源回収、低炭素化等の取組みを行う「とやまエコ・ストア制度」の創設、エコライフ・アクト大会や県内10市でのエコライフ・イベントの開催など、エコライフの実践の場や機会の提供に取り組みました。

### 4 技術開発と調査研究の推進

地球温暖化や富山湾の健全性など、各試験研究機関において、環境保全に関する調査研究を推進しました。また、環境・エネルギー分野における先導的な研究開発プロジェクトの検討など、グリーンイノベーションの加速化を推進しました。

## II. 自然環境の保全

### 1 自然保護思想の普及・啓発

自然保護講座（ジュニアナチュラリスト養成コース）を開催するとともに、「第11回世界自然・野生生物映像祭」の開催を支援しました。また、豊かな海づくりの機運醸成のため「豊かな海づくりフォーラム」を開催しました。

### 2 自然とのふれあい創出

国立公園等において登山道の整備を実施するとともに、ラムサール条約登録湿地の弥陀ヶ原において歩道の整備を実施しました。また、「水と緑の森づくり税」による県民全体で支える森づくりを推進しました。さらに、県民参加による植樹等の緑化運動の展開や景観条例に基づく大規模な開発行為の届出制度等の景観づくりを推進しました。

### 3 自然環境保全活動の推進

自然環境指針に基づき開発事業等について必要な指導を実施するとともに、立山のバス利用の適正化に関する調査検討を実施しました。また、小学校でのアマモ苗の育成活動を支援するなど、海の森づくり事業を推進しました。

### 4 生物多様性の確保

「生物多様性地域セミナー」を開催するとともに、「生物多様性保全推進プラン」を策定しました。また、貴重な野生生物の生息・生育環境の保全を推進するとともに、立山センターが中心となって、立山黒部アルペンルート沿線の外来植物除去活動を実施しました。

### 5 人と野生鳥獣との共生

ツキノワグマ保護管理計画、ニホンザル保護管理計画及びイノシシ保護管理計画に基づく事業等を実施するとともに、農地に出没するカモシカに発信器を装着し、奥山へ放獣するモニタリング調査を実施しました。また、有害鳥獣捕獲の担い手の育成・確保を推進しました。

## III. 生活環境の保全

### 1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止

大気環境の保全については、微小粒子状物質の迅速で的確な対応や発生源対策に向けた調査・研究に取り組むとともに、氷見市のUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）圏内の環境放射線監視体制を強化しました。また、水環境の保全については、水質環境計画（クリーンウォーター計画）の改定に向けた基礎調査を実施するとともに、水生生物保全環境基準の県東部河川への類型指定を実施しました。さらに、騒音、振動対策や大規模な開発事業の実施に当たっての環境影響評価を推進しました。

### 2 環境改善対策の推進

水質汚濁事故対策や農用地土壌汚染対策、市街地等土壌汚染対策を推進し

ました。また、事業者による自主的な化学物質の排出削減を促進するとともに、富岩運河等のダイオキシン類汚染等の課題に取り組みました。

### 3 県民等による自主的な環境保全活動の展開

「みんなできれいにせんまいけ大作戦」や「海岸美化体験ツアー」を実施するなど、県土美化推進運動を展開しました。また、良好な海岸環境を維持するため、関係機関・団体等との連携協働による海岸漂着物の回収・処理や発生抑制を推進しました。さらに、エコドライブ実践絵画コンテスト及びエコドライブ推進全国フォーラム in TOYAMA の開催など県民参加の「エコドライブ推進運動」を展開するとともに、星空フォーラム及び写真絵画コンテストの開催などスターウォッチングを推進しました。このほか、身近な水辺での水生生物等の調査を継続的に実施する「とやま川の見守り隊」の募集及び資機材の提供等による隊員の活動支援など、水・大気環境保全活動を促進しました。

### 4 環日本海地域における環境保全

海洋環境の保全については、環日本海地域の自治体等と共同で海辺の漂着物調査や漂着物の発生抑制に係る普及啓発に取り組むとともに、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）への支援協力を行いました。また、越境大気汚染対策については、国や関係機関と連携して、黄砂及び酸性雨の実態調査を実施しました。さらに、国際環境協力については、（公財）環日本海環境協力センター（NPEC）と連携して、「北東アジア地域環境体験プログラム」や中国遼寧省との自動車排出ガス対策に関する共同調査研究等を実施するとともに、NPEC や NOWPAP の活動をアピールし、さらなる国際環境協力に貢献するため、「環日本海環境協力シンポジウム」を開催しました。

### 5 イタイタイ病の教訓の継承と発信

県立イタイタイ病資料館において、貴重な資料の収集・保存、小中学校の課外授業等の積極的な受入れ、ウェブサイト等を活用した国内外への情報発信等を実施しました。

## IV. 水資源の保全と活用

### 1 水源の保全と涵養

地下水指針に基づき、揚水設備への立入検査等を行うとともに、冬期間の適正揚水量の調査検討を進めました。また、冬期間の水田を活用した地下水涵養など、地域が主体となった取組みを支援しました。さらに、消雪設備の不必要な散水を防止するため、「地下水の守り人」によるパトロールを実施するとともに、活動報告会を開催するなど、活動の充実・拡大を図り、地域に根ざした地下水保全活動を促進しました。このほか、水源である森林などの地域における適正な土地利用の確保を図るため、水源地域保全条例に基づく手続きを実施しました。

### 2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用

小水力発電については、小摺戸発電所（仮称、入善町）の建設を継続するとともに、土地改良区等が実施する2か所の整備を支援したほか、適地での採算性検討等の調査を行いました。また、環境・エネルギー分野における産学官連携による新商品・新事業の技術開発を支援しました。

### 3 水環境の保全

河川、海岸等の親水機能の整備・保全を推進するとともに、ウェブサイト「とやま名水ナビ」を活用し、地域に根ざした水環境保全活動の先駆的事例や、水環境保全関連イベント等の情報を提供しました。

### 4 水を活かした文化・産業の発展

「とやま21世紀水ビジョン」に基づき、水に関わる各種施策や健全な水循環の構築を推進しました。また、「水辺

のまち夢プラン」に基づき、地域の特性を活かした水辺のまちづくりを推進するとともに、「とやまの名水」の保全に取り組みました。

26年度において、「安心とやま」の実現に向けて、環境の保全及び創造に関して講じる分野ごとの主な施策は以下のとおりです。

## I. 循環型社会と低炭素社会づくりの推進

### 1 廃棄物の排出抑制、循環的利用等の推進

環境とやま県民会議を中心として、ごみゼロ推進大運動を展開するとともに、とやま廃棄物プランの改定に向けた産業廃棄物排出・処理の実態調査や事業系生ごみの広域リサイクルの実現に向けた実証試験等を行います。

### 2 温室効果ガス排出量の削減

とやま温暖化ストップ計画の改定や、家庭や中小企業における省エネの取り組みの支援を行うとともに、再生可能エネルギーの導入促進として、農業用水を利用した小水力発電所の建設、富山新港太陽光発電所（仮称）の建設、未利用エネルギーの利活用促進に係る検討及び普及啓発等を行います。また、新県庁エコプラン〈第3期計画〉に基づく取り組みを実施します。さらに、再生可能エネルギーの導入促進と省エネ等エネルギーの効率化の推進など今後の取り組みの指針となる再生可能エネルギービジョンを策定します。

### 3 環境教育の推進と環境保全活動の拡大

世代に応じた環境教育プログラムを実施するなど、環境教育推進方針を推進します。また、「とやまエコ・ストア制度」の普及・拡大、地域団体等による清掃活動の推進、エコライフ・アクト大会や県内10市でのエコライフ・イベントの開催など、エコライフの実践の場や機会の提供に取り組みます。

### 4 技術開発と調査研究の推進

地球温暖化や富山湾の健全性など、

各試験研究機関において、環境保全に関する調査研究を推進します。また、環境・エネルギー分野における先導的な研究開発プロジェクトの検討など、グリーンイノベーションの加速化を促進します。

## II. 自然環境の保全

### 1 自然保護思想の普及・啓発

自然保護講座（ナチュラリスト養成コース）を開催するとともに、27年に開催される「第35回全国豊かな海づくり大会」に向け、富山湾の豊かな自然環境を守り育てることの大切さを広く県民に周知し、機運を高めるために1年前プレイベントを開催します。

### 2 自然とのふれあい創出

国立公園等での登山道整備やラムサール条約登録湿地の弥陀ヶ原での歩道整備を実施するとともに、一ノ越公衆トイレのリフレッシュ整備や樺平パノラマ新周遊ルートの実施を実施します。また、「水と緑の森づくり税」による県民全体で支える森づくりを推進します。さらに、県民参加による植樹等の緑化運動の展開や景観条例に基づく大規模な開発行為の届出制度等の景観づくりを推進します。

### 3 自然環境保全活動の推進

自然環境指針に基づき開発事業等について必要な指導を実施するとともに、27年度から実施する立山におけるバスの排出ガス規制の周知を図ります。また、小学校によるアマモ苗の育成及び移植活動を支援するなど、海の森づくり事業を推進します。

### 4 生物多様性の確保

貴重な野生生物の生息・生育環境の保全を推進するとともに、希少な野生動植物の保護対策を実施します。また、立山センターが中心となって、立山黒部アルペンルート沿線の外来植物除去活動を実施します。

### 5 人と野生鳥獣との共生

ツキノワグマ保護管理計画の改定に

向けた個体数調査や、本県においても捕獲数が増加傾向にあるニホンジカの生息状況調査を行うとともに、カモシカのモニタリング調査を実施します。また、有害鳥獣捕獲の担い手の育成・確保を推進します。

### Ⅲ. 生活環境の保全

#### 1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止

大気環境の保全については、微小粒子状物質の迅速で的確な対応や発生源対策に向けた調査・研究に取り組むとともに、UPZ 圏内の環境放射線監視体制を強化します。また、水環境の保全については、クリーンウォーター計画の改定を検討します。さらに、新幹線騒音環境対策や大規模な開発事業の実施に当たっての環境影響評価を推進します。

#### 2 環境改善対策の推進

水質汚濁事故対策や農用地土壌汚染対策、市街地等土壌汚染対策を推進します。また、事業者による自主的な化学物質の排出削減を促進するとともに、富岩運河等のダイオキシン類汚染等の課題に取り組みます。

#### 3 県民等による自主的な環境保全活動の展開

「みんなできれいにせんまいけ大作戦」をはじめとした県土美化推進運動を展開するとともに、小矢部川流域において、海岸漂着物フォーラムや海岸清掃ツアーの開催、刈草の流出防止対策など行政機関・関係団体が連携した取り組みを推進します。また、「とやまエコドライブ講習会&コンテスト2014」及びエコドライブ10キャンペーンの実施など県民参加による「エコドライブ推進運動」を展開するとともに、星空観察会及び望遠鏡の使い方等を学ぶ講習会の開催などスターウォッチングを推進します。さらに、「とやま川の見守り隊」の活動の拡大等により地域に根ざした水環境保全活動を促進するなど、

水・大気環境保全活動を促進します。

#### 4 環日本海地域における環境保全

海洋環境保全については、環日本海地域の自治体等と共同で海辺の漂着物調査や漂着物の発生抑制に係る普及啓発に取り組むとともに、NOWPAP への支援協力を行います。また、越境大気汚染対策については、国や関係機関と連携して、黄砂及び酸性雨の実態調査を実施します。さらに、国際環境協力については、NPEC と連携して、「北東アジア地域環境体験プログラム」や中国遼寧省との自動車排出ガス対策に関する共同調査研究等を実施するとともに、NOWPAP 地域調整部(RCU)富山事務所の開設10周年記念シンポジウムを開催します。

#### 5 イタイイタイ病の教訓の継承と発信

県立イタイイタイ病資料館において、貴重な資料の収集・保存、小中学校の課外授業等の積極的な受入れ、ウェブサイト等を活用した国内外への情報発信等を実施します。

### Ⅳ. 水資源の保全と活用

#### 1 水源の保全と涵養

地下水指針に基づき、揚水設備への立入検査等を行い地下水の節水や利用の合理化を呼びかけるとともに、冬期間の水田を活用した地下水涵養など、地下水保全施策を総合的かつ計画的に推進します。また、大規模な住宅団地や事業所が集中している地域等をモデル地区に選定し、消雪設備の一斉点検や住民参加によるパトロール等の取り組みを重点的に実施するとともに、「地下水の守り人」の拡充を図るなど、地域に根ざした地下水保全活動を促進します。さらに、水源である森林などの地域における適正な土地利用の確保を図るため、水源地域保全条例に基づく手続きを実施します。

## 2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用

小水力発電については、小摺戸発電所（仮称、入善町）の運転を開始するほか、土地改良区等が実施する10か所（うち8か所は新規）の整備を支援します。また、環境・エネルギー分野における産学官連携による新商品・新事業の技術開発を支援します。

## 3 水環境の保全

河川、海岸等の親水機能の整備・保全を推進するとともに、ウェブサイト「とやま名水ナビ」を活用し、地域に根ざした水環境保全活動の先駆的事例や、水環境保全関連イベント等の情報を提供します。

## 4 水を活かした文化・産業の発展

「とやま21世紀水ビジョン」に基づき、水に関わる各種施策や健全な水循環の構築を推進します。また、官民協

働で取り組む地域の特性を活かした水辺のまちづくりを推進するとともに、「とやまの名水」の保全に取り組みます。

複雑で多様化する環境問題を解決し、快適で恵み豊かな環境を保全し創造していくためには、今後とも、県民一人ひとりが人間活動と環境との関係について理解を深めるとともに、県民、事業者、行政が一体となって取り組んでいくことが必要です。

このため、環境基本計画の目標である「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら発展する富山」に向けて、「環境とやま県民会議」を中心に、各主体が参加・連携しながら、地域に根ざした環境保全活動を展開するなど、各種の環境保全施策を積極的に推進していきます。

## 施策体系

健康で文化的な生活を送るためには、快適で恵み豊かな環境が不可欠であり、将来にわたって、県民の貴重な財産であるすばらしい環境を守り育てていくことが必要です。このため、環境基本条例の基本理念を

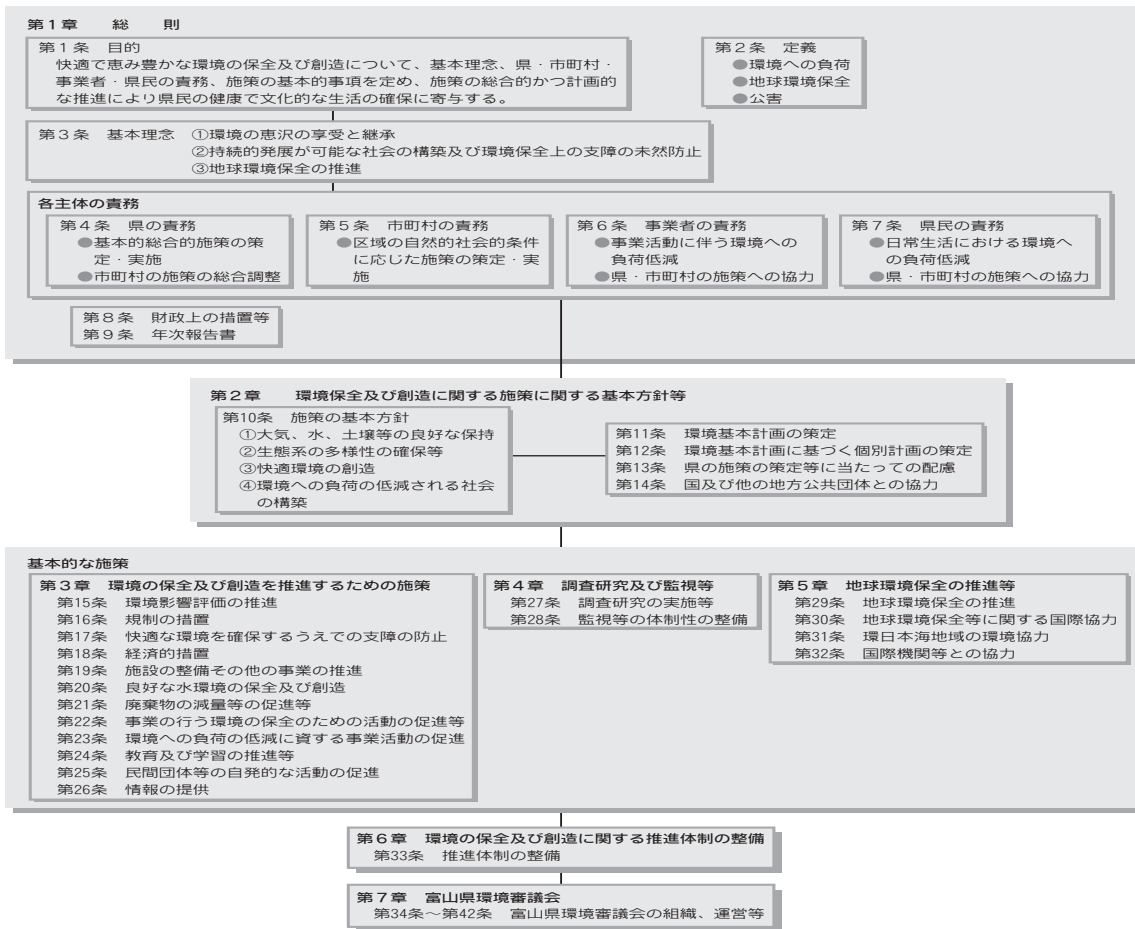
踏まえ、環境の保全と創造に関する各種施策を計画的に推進し、県民総参加で「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら発展する富山」を目指します。

## 1 環境基本条例

都市・生活型公害から地球環境問題まで広範多岐にわたる今日の環境問題に適切に対応するため、7年12月に環境基本条例を制定しました。この条例は、快適で恵み豊かな環境を保全し、及び創造することを目標に、「環境の恵沢の享受と継承」、「持続的

発展が可能な社会の構築及び環境保全上の支障の未然防止」並びに「地球環境保全の推進」の3つを基本理念として、環境の保全と創造に向けた行政、事業者、県民の責務を明示しています。環境基本条例の体系図は図1-1のとおりです。

図1-1 環境基本条例の体系図



## 2 環境基本計画

環境基本計画は、環境基本条例の基本理念の実現に向けて、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本条例第11条の規定により施策の大綱や必要な推進事項を盛り込んで10年3月に策定したものであり、県における環境の保全と創造に関する基本となる計画です。

16年3月には、環境を取り巻く状況の変化や新たな課題等に対応するため改定し、24年3月には、本県の特長を踏まえながら、

環日本海地域の「環境・エネルギー先端県」づくりに向けて再度改定しました。

本県の環境行政における環境基本計画の位置づけは、図1-2のとおりであり、本県の総合計画「新・元気とやま創造計画」（24年4月策定）において目指すべき将来像の一つである「安心とやま」の環境面からの実現を図るための部門別計画として位置づけられるものです。また、環境基本計画の概要は図1-3のとおりです。

図1-2 環境基本計画の位置づけ

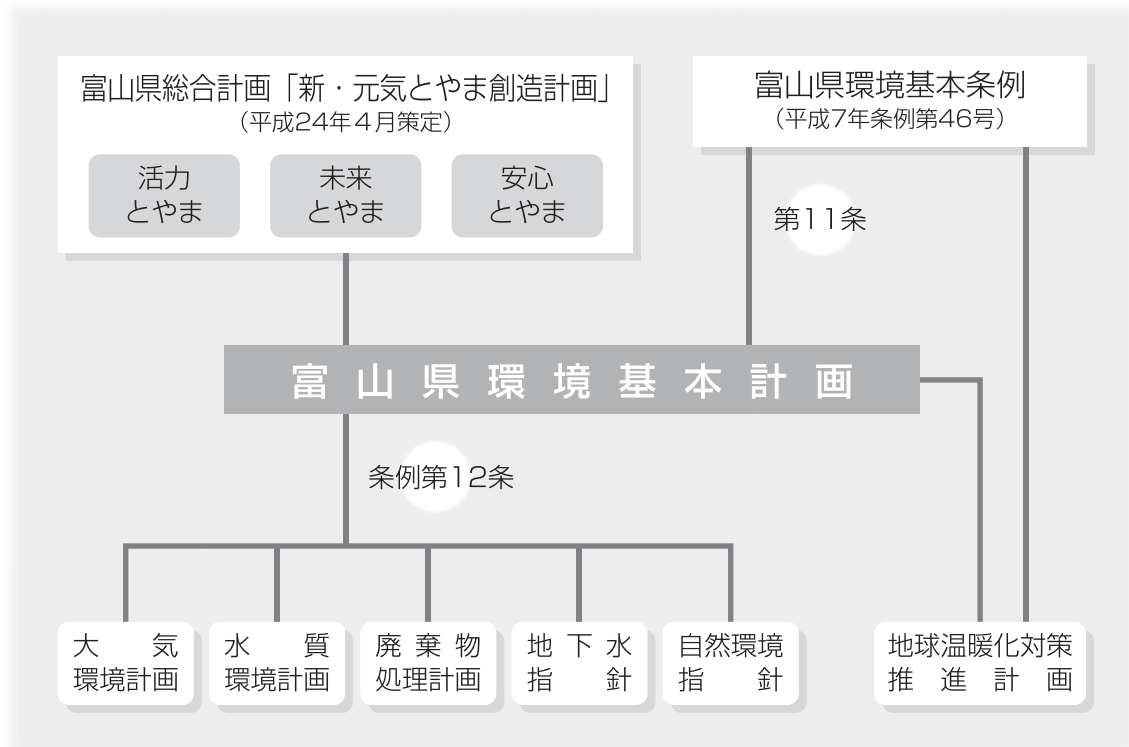




図1-3 環境基本計画の概要

## ◆第1章 総論

### 1 計画策定の背景

本県の特徴を踏まえながら、環日本海地域の環境・エネルギー先端県づくりに向けて策定

### 2 計画の位置づけ

県総合計画の部門別計画としての位置づけ

また、環境基本条例第11条の規定に基づき、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の基本的な考え方、長期的な目標、必要な推進事項を盛り込み策定

### 3 計画の期間

平成23年度から概ね10年後の平成33年度まで

### 4 対象地域

富山県全域及びその沿岸海域

### 5 計画の対象項目

- (1)人の健康の保護及び生活環境の保全（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、地下水障害、廃棄物）
- (2)自然環境の保全（地形・地質、植物、動物）
- (3)地球環境の保全（地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、海洋汚染等）
- (4)快適環境づくり（身近な水や緑、すぐれた景観、歴史的文化的環境）

## ◆第2章 計画の目標

「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら発展する富山」

## ◆第3章 施策の展開

### 分野ごとの施策の推進

#### 第1節 循環型社会と低炭素社会づくりの推進

- 1 廃棄物の排出抑制、循環的利用等の推進
- 2 温室効果ガス排出量の削減
- 3 環境教育の推進と環境保全活動の拡大
- 4 技術開発と調査研究の推進

#### 第2節 自然環境の保全

- 1 自然保護思想の普及・啓発
- 2 自然とのふれあい創出
- 3 自然環境保全活動の推進
- 4 生物多様性の確保
- 5 人と野生鳥獣との共生

#### 第3節 生活環境の保全

- 1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止
- 2 環境改善対策等の推進
- 3 県民等による自主的な環境保全活動の展開
- 4 環日本海地域における環境保全
- 5 イタイイタイ病の教訓の継承と発信

#### 第4節 水資源の保全と活用

- 1 水源の保全と涵養
- 2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用
- 3 水環境の保全
- 4 水を活かした文化・産業の発展

## 分野横断的な施策の推進

### 第5節 県民・事業者・NPO・行政等が連携して取り組むネットワークづくり

- 1 地域活動の活性化、NPO等の育成、活動参加の促進
- 2 事業者の環境保全活動の取組推進
- 3 各主体間での連携の促進

### 第6節 持続可能な社会構築に向けた人づくり

- 1 幅広い世代が参画する分野横断型の環境教育の推進

### 第7節 環境と経済の好循環の創出

- 1 環境付加価値による観光・地元産業等のブランド力アップ、地域活性化
- 2 環境・エネルギー技術を核とした新産業の育成

### 第8節 国際環境協力の推進

- 1 国際的な環境モニタリング体制等の構築
- 2 環境保全のための技術情報の共有
- 3 国際環境協力を担う人材の育成

## ◆第4章 環境資源の利用に当たっての配慮指針

### 1 一般的配慮指針

各種開発事業で配慮すべき事項を記載

### 2 事業別配慮指針

次の事業について、配慮すべき事項を記載

- (1)住宅団地、(2)商工業施設、(3)交通施設、(4)埋立・干拓、(5)発電所、(6)ダム等、(7)廃棄物処理施設等、(8)農林水産施設、(9)レクリエーション施設

## ◆第5章 計画の推進

### 1 県民、事業者、行政の役割

県民、事業者、行政等の具体的な取組例を提示

### 2 計画の推進体制

環境とやま県民会議を中心に各種取組みを推進

また、各主体(県民、事業者、NPO等)との連携を促進

### 3 進行管理

- (1)可能な限り定量的な評価指標を設定
- (2)具体的な施策や詳細な目標設定は、個別計画に委ねる
- (3)毎年、県議会に対し、環境の状況及び施策に関する報告書を提出  
また、「環境白書」については記載内容を充実し公表